

10 教育・文化

○学校教育法

市立専修学校の設置認可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		教育庁	教職員課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
1	第130条	設置廃止、設置者の変更、目的の変更等の認可	本庁	0	看護学院(看護専門学校)に係るものに限る。		山形市 鶴岡市 酒田市
2	第131条	名称、位置、学則、校地校舎の変更等の届出の受理	本庁	0			
3	第133条	閉鎖命令、設備等の変更命令	本庁	0			

市町村が設置する幼稚園の設置認可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		教育庁	教職員課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
4	第4条の2	設置廃止、設置者の変更の届出の受理	本庁	2		地方分権推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村
5	第13条	法令の規定に故意に違反したとき等の閉鎖命令	本庁	0			

○博物館法

博物館の登録等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		教育庁	生涯教育・学習振興課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
6	第12条	博物館の登録	本庁	0	博物館等の設置状況について県で把握する必要があることから、処分内容について県への報告を要する。	特例条例により米沢市に移譲済み(平成23年4月から)	全市町村 (米沢市済)
7	第13条第1項	博物館の登録事項の変更の届出の受理	本庁	0			
8	第13条第2項	博物館の登録事項の変更登録	本庁	0			
9	第14条第1項	博物館の登録の取消	本庁	0			
10	第14条第2項	博物館の登録の取消の通知	本庁	0			
11	第15条第1項	博物館の廃止の届出の受理	本庁	0			
12	第15条第2項	博物館の登録の抹消	本庁	0			
13	第27条第1項	博物館からの報告の徴収	本庁	0			
14	第27条第2項	博物館への専門的・技術的な指導・助言	本庁	0			
15	第29条	博物館相当施設の指定	本庁	0			

○博物館法施行規則

博物館の登録等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		教育庁	生涯教育・学習振興課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
16	第21条	博物館相当施設が指定要件を欠くにいたった旨の報告の受理	本庁	0	博物館等の設置状況について県で把握する必要があることから、処分内容について県への報告を要する。	特例条例により米沢市に移譲済み(平成23年4月から)	全市町村(米沢市済)
17	第23条	博物館相当施設に対する報告徴収	本庁	0			
18	第24条	博物館相当施設の指定の取消	本庁	0			

○社会教育法

公民館の事業等の停止命令に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		教育庁	生涯教育・学習振興課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
19	第40条第1項	法人が設置する公民館の事業又は行為の停止命令	本庁	0		※山形県内に法人の設置する公民館なし	全市町村

○山形県文化財保護条例

県指定史跡名勝天然記念物に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		観光文化スポーツ部	文化振興・文化財課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
20	第35条第1項	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更に係る許可	-	-		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村 (済)
21	第35条第2項	許可の条件として行なわれる指示	-	-			
22		停止命令又は許可の取消し	-	-			

○文化財保護法

重要文化財の現状変更等の許可に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		観光文化スポーツ部	文化振興・文化財課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
23	第43条	重要文化財の現状変更等の許可、許可の取消、行為停止命令	本庁	0		法律上は指定都市、中核市の事務	人口10万人以上の市

重要文化財の公開に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		観光文化スポーツ部	文化振興・文化財課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
24	第53条	重要文化財の所有者等以外による公開の許可、許可の取消、公開停止命令	本庁	0		法律上は指定都市、中核市の事務	人口10万人以上の市

埋蔵文化財の調査等のための届出に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		観光文化スポーツ部	文化振興・文化財課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
25	第93条	土木工事等のための埋蔵文化財の発掘の届出の受理と発掘調査の実施などの指示	本庁	147	○埋蔵文化財の専門職員が配置されていること。 ○届出すべき工事を適正に把握するシステムが全庁的に構築されていること。 ○その届出に関し、必要に応じ、現地調査等を実施し、適切な指示事項を決定できる体制が整っていること。	法律上は指定都市の事務	人口10万人以上の市

遺跡発見の届出に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		観光文化スポーツ部	文化振興・文化財課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
26	第96条	遺跡発見の届出の受理と現状変更行為の停止、禁止命令等	本庁	0		法律上は指定都市の事務	人口10万人以上の市

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		観光文化スポーツ部	文化振興・文化財課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
27	第125条	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可、許可取消、行為停止命令	本庁	0		法律上は市の事務	全町村